



2022年9月10日号

VOL.155

INDEX

- ◆ 代表社員税理士 松尾のコラム
- ◆ あおば総合社労士事務所より「この秋、人件費が増大する？！」
- ◆ 法人が入るべき保険とは？必要保障額を考える
- ◆ あおば職員の他己紹介
- ◆ あおばのこのごろ



税理士法人あおば 税理士近影

畑に出てあらためて知る、「仕事の基礎」

天理市の中でもさらに田舎にある我が家には一角の耕作放棄地があり、せっかくなのでと何種類かの鋤を頼りに今年の春先から手作業で開墾を始めました。草を刈り、土をつくり、収穫とはとても表現できませんがこの夏には何種類かの野菜を頂くことができ、また秋冬に向けて準備を進めています。

畑に出ておりますと、

- ・雑草が一番強いということ
- ・人と人との協力作業であること
- ・となりの畠の人がこれはこうやったほうがいいで！と教えて下さる、**口頭による伝承**に真髄が詰まっていること
- ・この先こうだから今これをやる、というように常に**逆算思考**であること
- ・作業には**改善の余地**があること



松尾 開墾の畠、愛用の鋤（と堆肥）

というような「**仕事の基礎**」が凝縮されているようにつくづく感じております。

コロナに加えて発生した戦争という不確定要素も長引いておりますが、安倍元首相の国葬や秋のG20といった主要国同士の**対面での集まり**を通じて何とか終結することを願うばかりです。他にも、資源制約、異常気象、各国で頻発するストなどあまりにも不確定要素が多く、報道では製造業をはじめとして**「国内回帰、国内からの輸出」**への転換がみられるようで、これは中小企業にとって、そして地方にとってもプラスに働くのではないかと期待しております。

一方で、原価高、コロナ融資、働き方改革、インボイス制度と、眼前には対応が迫られる事象も多くございます。したがって私ども自身も、「ロマンとソロバン」という原則に立ち戻り、目まぐるしい環境変化に対応すべく、今年7月スタートの3年計画を新たに策定し、**重点8策**として重要テーマを月ごとに追いかけることと致しました。



成果のひとつ、とうもろこし

重点8策のうちに**「経理合理化ご支援」**という項目があります。会社機能の基礎である**経理業務**は、反復継続の後に属人化しやすく、人の異動や体調に左右されるケースが少なくありません。最新のソフトを用いて合理化した上で安定化させることは、今後どの業界でも今より制約がかかるであろう人材の有効配置につながるものと考えています。

また当社内の教育体制についても、年間研修時間 100 時間の目標を掲げて3年目に入ります。目標にたどり着くまでのやり方は社員によって様々あるようですが、進歩度も底上げされつつあります。全社一丸となって原理原則に基づいた価値ある情報とともに伴走できるよう心掛けて参ります。

代表社員税理士 松尾 潤

この秋より、人件費が増大する？！



8月1日、最低賃金の引き上げが示されました。以前に発表されている雇用保険料率・社会保険の適用拡大の影響を含めると、コロナ禍や物価高騰で厳しい経営が続く企業にとっては、さらに負担が増えることになります。人件費の増大について、社会保険労務士 中川に聞きました。

その一、「最低賃金」の引き上げ 30 円！



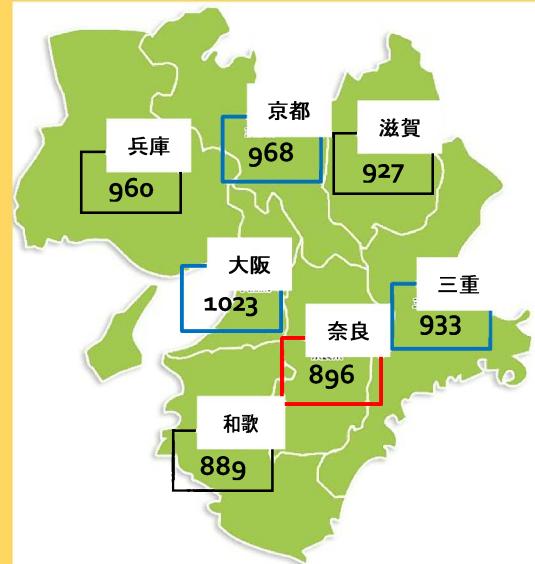
令和4年の最低賃金の引き上げ額は過去最高の 30 円

(奈良) で、896 円になりました (10月1日労働分から適用)。最低賃金の引き上げ率が大きくなつた平成28年から見ると、110 円引き上げられたことになります。

関連して注目していただきたいのが、事業所の所在地の引き上げ額だけでなく周辺の都道府県の最低賃金です。

隣接している大阪・京都・三重はそれぞれ 31 円の引上げが行われ、奈良に比べて最低賃金が高い状態が続きます。

労働力確保の視点からも注視が必要です。



その二、雇用保険料率が上がる！



令和4年度の雇用保険料率について、改めてお知らせです。今年10月分より、雇用保険料率が変わります。4月分よりすでに事業主負担分は上がっていますが、10月分からは、労働者負担分も上がります。一般の事業で賃金10万円当たりに負担する保険料は、令和3年は労働者負担300円、事業主負担600円でしたが、

令和4年10月分より

労働者負担 500 円、

事業主負担が 850 円に

引き上げられます。

労働保険料は毎年7月に

○令和4年10月1日～令和5年3月31日

| 負担者 事業の種類 | ① 労働者負担 (夫婦等給付・ 育児休業給付の 併用料率のみ) | ② 事業主負担 | 失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率 | 雇用保険二事業 の保険料率 | ①+② 雇用保険料率 |
|-------------------|---|------------|---------------------------|------------------|---------------|
| 一般的事業 | 5/1,000 | 8.5/1,000 | 5/1,000 | 3.5/1,000 | 13.5/1,000 |
| 農林水産・※ 清酒製造の事業 | 6/1,000 | 9.5/1,000 | 6/1,000 | 3.5/1,000 | 15.5/1,000 |
| 建設の事業 | 6/1,000 | 10.5/1,000 | 6/1,000 | 4.5/1,000 | 16.5/1,000 |

労働者負担分も合わせて事業主が1年分を一括して支払うことになっていますので、

来年7月には雇用保険料の支払いが増えることになります。

その三、社会保険(健康保険・厚生年金保険)の適用拡大



令和4年10月より短時間労働者の健康保険・厚生年金保険の適用が更に拡大されます。

「被保険者（短時間労働者を除く）の総数が常時100人を超える事業所」が適用拡大の対象となり、

「継続して2か月以上の雇用見込み」の方が「週20時間以上勤務」し、「月額賃金が8.8万円以上」あり「学生でない」場合は、社会保険に強制加入になります。

『うちは、100人いないからまだ大丈夫』と安心されたあなた！！

適用拡大の範囲について、令和6年10月には「常時50人を超える事業所」にさらに拡大されます。

2年後を見越してご準備お願いします。



お客様からの
ご質問に
お答えします

今回のテーマ： ～法人が入るべき保険とは



あおばさん、会社の生命保険で何か良いのないかなあ？
今期も利益が出そうだから、節税のために保険に入ろうと思ってるんやけど。



社長！ 保険ですか！

社長は保険についてどのようなイメージをお持ちですか？



保険と言えば、節税！ それから払った保険料が後々戻ってくる
ってイメージやね！



社長…、残念ながらそれは過去の保険の活用方法なんです。
2019年の税制改正でそのような保険はそのような謎い文句で
販売できなくなつたんですよ…。



えっ！！？ ジャあもう保険に入る意味ないやん！？



いいえ、社長、これは保険本来の目的に立ち返ったことになります。
保険本来の目的とは、「保障の確保」です！ リスクヘッジとも言えますね。
保障は大きく分けて2つ！ 【会社を守るためにの保障】と【家族を守るためにの保障】
があります！



なんかピンとこーへんねんけど…

社長の会社は、利益は出ていますが、銀行借入があります。
社長に万一のことがあったらどうなるか考えてみたことはありませんか？



そんな縁起でもない！ 俺は簡単に死んだりせえへんで！



…。もし亡くなつた場合、次の3点が問題になつてきます。
・事業継続が困難になると借入金の返済ができません。
・社長の収入がなくなるのでご家族の生活費のために死亡退職金を支給する必要があります。
・会社の当面の運転資金の確保も必要です！



そう言われたらそうやな… 【会社も守りたい】し、【家族も守りたい】！
じゃあどんな保険がおススメなん？



保障の確保のみであれば、掛け捨ての定期保険をお勧めします。解約返戻金
はありませんが、その分保険料が安く、資金繰りへの影響も少ないのでよ。



うちはそんなにお金ないし
その方がいいな！



では、次回お伺いする際に必要保障のシミュレーション表を
お持ちします。実際にいくら保障が必要なのか、まずは
ご自身の目で確認してみてください。



さすがあおばさん！ 頼りになるね！ よろしく！！

近年、コロナの影響等で借入されたところも多くあるのではないか。
その後、必要保障の確認をされていますか。万一の場合に、現在の会社の状況や保険加入状況を踏まえ
会社を守るために、家族を守るために、必要な保障額はどのくらいなのか、充分なのか・不足しているのか、
まずは必要保障額シミュレーションをお勧めします。担当者までお気軽にご相談ください。

あおばの職員があおばの職員を自己紹介



今回は、**水田** を後輩の**村田** と先輩の**森下** が紹介します！

水田さんは入社したての、パソコン操作があまりわからなかった私に、丁寧に使い方を教えてくださった先輩です。パソコン・ネットワークなどの機械関係に詳しく、操作も速いので、教えていただいたとき速すぎてどう操作されたのかわからなかつたこともあります。

監査にも同行させて頂いていますが、基礎を大事にされていて、かつ、お仕事も早く、顧問先様の立場に寄り添った提案など、勉強させていただくことも多いです。

私も水田さんに少しでも追いつけるように日々頑張っていきたいと思います。

村田

仕事モードの水田さんは、顧問先様もご存じのように業務をテキパキこなす弊社のホープのひとりです。そんな中でも、彼女が得意とするのはITに関する業務！社内ではSE（システムエンジニア）の如く彼女が解決してくれますし、本人も嬉々として取り組んでいます。

オフモードの水田さんのセールスポイントは、出身地である「高知 ♡ 愛」です。ご家族が栽培されている特産の「トマト」のスポーツマンとして、トマトが美味しい時期になると、コマーシャルが始まります。

社内では、キーマン的立場でもあります。“あおば”へ入社したての頃の人懐っこいキラッキラの満面の笑顔は今も変わりません。ヒールをコツコツと響かせ、今日も水田嬢が颯爽とやってきます。 森下



イケメン上司の下で働きたい！！という邪な志望動機と共にあおばに入社して、それから特に不満もなく日々楽しく仕事をさせて頂いています。

ガジェット好きなので新しいパソコンが必要になるたびに、ウキウキで見積もりを取り寄せ、初期設定やら何やら触らせてもらっています。

最近は税金の計算だけでなく、マクロの作成や業務管理システムの構築の仕事を振って貰っているので、勉強し甲斐があって、とても充実した社会人生活を送らせて頂いています。

やりがいのある仕事、イケメンの上司、助けてくれる先輩・同僚・後輩の皆さん、あおばに入社して良かった～！！

水田



あおばのこのごろ

代表社員税理士 松尾
2日間にわたって
「空き家相談員講座」を
受講してきましたよ～です。

社会問題として顕在化しつつある
空き家問題についても、
現状や対策実例を把握した上で、
士業の立場から取り組んでいきたいと考えています。



あおばのこのごろ
各SNSでどうぞ



税理士法人 あおば 発行責任者 南谷正仁
本社 〒632-0071 天理市田井庄町528
TEL 0743-63-2361 FAX 0743-63-6223
奈良セターカイス 〒630-8115 奈良市大宮町7丁目1-33 奈良セタービル6階
TEL 0742-36-0020 FAX 0742-36-0021
大阪事務所 〒550-0012 大阪市西区立売堀1-1-1 立売堀1番館4階
TEL 06-6541-6790 FAX 06-6541-6789
URL <http://www.aoba-atm.com> E-mail info@aoba-atm.com

